

平成 25 年度大磯町教育委員会第 3 回臨時会会議録

1. 日 時 平成 25 年 11 月 29 日 (金)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 10 時 30 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階第 1 会議室
3. 出席者 青 山 啓 子 委員長
中 野 泉 委員長職務代理者
竹 内 清 委員
曾根田 眞 二 委員
依 田 勝 也 教育長
福 島 伸 芳 教育部長
岩 本 清 嗣 学校教育課長
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長
角 田 孝 志 生涯学習課図書館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長
4. 傍聴者 なし

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立いたしました。

(議事)

議案第 14 号 大磯町教育委員会教育委員の辞職の同意について

委員長) 議案第 14 号「大磯町教育委員会教育委員の辞職の同意について」は、大磯町教育委員会会議規則第 14 条第 1 項の規定により議案の性質上、秘密会で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

曾根田委員) 異議有り。秘密会の定義とは何でしょうか。何故質問をしているかと言うと、委員長、職務代理者の選挙については、秘密会かもしれませんが、教育長が辞任したいという話しは、秘密にあたるものですか。教育委員会としてきちんと理由を残すべきだと思います。基本は、原則公開です。教育長がお辞めになりたいと言う事について秘密会にあたるのかどうかは疑問に思っています。

学校教育課長) 内容により秘密会にすることができると思いますが、人事案件に関するものについては、過去からの踏襲もあるのですが、原則秘密会としていくところがあります。議事の内容について秘密とするものであって、それが終わりました、後半で再開した時に、報告と言う形で行いますので、結果につきましては、公開されますので、是非秘密会で行いたい。

曾根田委員) 参考資料にある第13条第7項討議を行わないでその可否を決するとなっているので、可否をすればいいのですけれども。

教育部長) 第13条第6項にありますので、事務局としては、今、課長が発言したとおりですが、最終的には、委員から発言があり、出席の三分の二以上の議決があれば公開できると言った規定がありますので、事務局としては、秘密会としての案を出しましたけど、曾根田委員から発言がありましたので、この6項にあります三分の二以上の議決があれば公開も出来ます。

委員長) 只今、曾根田委員から発言がありましたので、この件に関しまして、第6項の規定に基づいて、秘密会とするか、公開とするかと言うことは、皆さんに意見をお伺いしたいと思います。

竹内委員) 公開するのは構わないのですが、やりたい質疑はありますよね。その時に、やってみないとわかりませんが、個人情報であまり人に知られたくない内容が出てくると、公開するのはどうかと思います。中身がどういう展開になるのかわかりませんので何ともいえません。

職務代理者) 秘密会にする理由はないと思いますが、今、竹内委員がおっしゃったようにこれからの質疑に個人情報が含まれることが懸念されます。しかし逆に公開したことによって必要な情報が出なくなってしまうのではないかという、逆に心配をしています。基本、秘密会にする必要はないと考えます。

教育長) 当事者ですので、討議の中で何が出て、自分のことをどう言われるかわかりませんが、そういったことで秘密会にさせていただけると有り難いです。

委員長) 事務局に質問ですが、討議の中で、個人情報に係るような内容が出てきた場合、その部分だけを伏せると言うか、公開しないことはできるのですか。

学校教育課長) 公開にした時点で、まず、今は傍聴がいませんが、もしいる場合は公開になってしまいます。議事録にする時には、状況によってその辺は、内容によって配慮ができると思います。

曾根田委員) 公開にすべきと思いますが、今、竹内委員がおっしゃったように、かなりいろいろな情報が飛び交う可能性があるという事です。動議を出したので、秘密会にこだわりませんが、いいだしっぺがいうのもなんですが、かなりいろいろな話しが出る予定で考えています。たとえば、条件として、きちんと議事を残すと言う事で秘密会でも構わないと思います。

委員長) 条件付きではありますが、議事録をきちんと残すということで、秘密会でもいいという意見も出ました。私は、個人情報の懸念がありますので、皆さんのご意見をいろいろ考えまして秘密会にしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員) 異議なし。

委員長) それでは、ご了解いただきましたので、本会は秘密会とします。関係者以

外の退席をお願いいたします。

(秘密会)

秘密会が終了し、関係者の入室により再開する。

委員長) ただいま秘密会におきまして審議いたしました議案第 14 号「大磯町教育委員会教育委員の辞職の同意について」は、依田教育長の教育委員の辞職については、同意されましたので報告します。次にその他ですが、事務局で何かありますか。

学校教育課長) 只今、ご審議いただきました依田教育長の教育委員の辞職に伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 20 条第 2 項において、教育長に事故があるとき、又は、教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。と定められています。また、大磯町教育委員会関係職員の設置等に関する規則第 6 条の規定により、教育長に事故があるとき又は欠けたときは、部長がその職務を代理する、と定められていますので、福島教育部長を教育長職務代理者として、あらかじめ指定しておくこととなりますので、ご承知おきいただきたく、ご報告いたします。

委員長) ありがとうございます。この報告に対して、ご意見ご質問等がありますか。ないようでしたら質疑を終了いたします。教育長が教育委員辞職後、新たな教育委員、教育長が選任されるまでの間、福島教育部長には、教育長代理として職務を遂行していただきます。よろしく申し上げます。

閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 25 年 12 月 19 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____